

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月27日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 静岡県浜松市中区住吉 5-22-1

氏 名 株式会社 中村組

取締役社長 中村 嘉宏

電話番号 053-412-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	愛知県内 各工事現場
事業場の所在地	愛知県内 各工事現場
計画期間	2022年4月1日 ～ 2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高（令和3年度実績） 125億円
③従業員数	171名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙2のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和3度）実績】 別紙3のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ・ 施工段階における打込型枠、システム型枠、鋼製型枠の採用 ・ 省梱包化又は無梱包化 ・ 余剰材の削減 ・ 産業廃棄物処理体制の強化と社員意識の改革	
②計画	【目標】 別紙3のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 工場加工による現場切断等の削減実施 ・ 省梱包化又は無梱包化 ・ 産業廃棄物処理体制の強化と社員教育の実施	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ コンクリートがら、アスがら、木くず、金属の4品目の分別 ・ 現場分別マニュアル（中部地方建設副産物対策連絡協議会）の活用	

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリートがら、アスがら、木くず、金属の4品目の分別 ・現場分別マニュアル(中部地方建設副産物対策連絡協議会)の活用
-----	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度(令和3度)実績】			-
	産業廃棄物の種類	-	-	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			-
②計画	【目標】			-
	産業廃棄物の種類	-	-	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組)			-

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度(令和3度)実績】			自ら処理なし
	産業廃棄物の種類	-	-	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			-
②計画	【目標】			自ら処理なし
	産業廃棄物の種類	-	-	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	

	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	-		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和3度）実績】 埋立・海洋処分無し		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	-		
②計画	【目標】 埋立・海洋処分予定無し		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	-		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3度）実績】 別紙4のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者へ の 処理委託量	t	t
	再生利用業者へ の 処理委託量	t	t

		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取組) ・発生した産業廃棄物について適正処理に努める ・依頼契約とマニフェスト交付状況の監視 ・電子マニフェストの使用率の向上		

(第5面)

②計画	【目標】 別紙4のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定業者への委託率の増加 ・依頼契約とマニフェスト交付状況の監視 ・電子マニフェストの使用率の向上			
※事務処理欄				

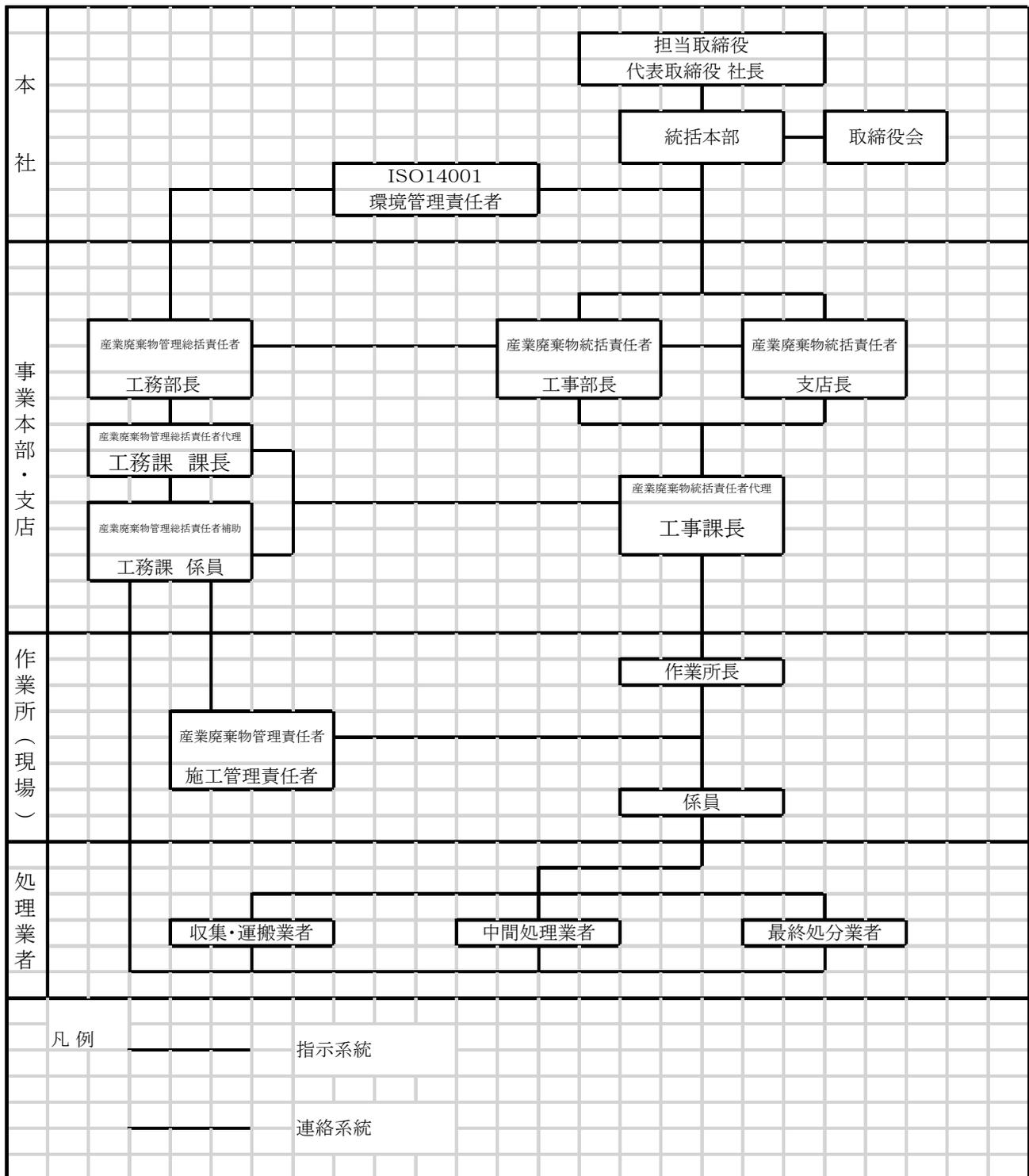
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1 (産業廃棄物の一連の処理工程)

別紙A (産業廃棄物の一連の処理工程)

汚泥	中間処理業者	最終処分業者
廃プラスチック類	中間処理業者	再生利用
木くず	中間処理業者	再生利用
紙くず	中間処理業者	再生利用
繊維くず	中間処理業者	再生利用
金属くず	中間処理業者	再生利用
ガラスくず	中間処理業者	再生利用
廃石膏ボード	中間処理業者	再生利用
がれき類 (アスファルト破片) (コンクリート破片)	中間処理業者	再生利用
安定型混合廃棄物	中間処理業者	再生利用
管理型混合廃棄物	中間処理業者	再生利用
石綿含有産業廃棄物		最終処分業者



別紙3 (産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 詳細)

